

平成 25 年 10 月 18 日
松山河川国道事務所

国道 11 号緊急対策工事が完了

～新居浜市船木（171k900 上り）で法面の安定化を図ります～

9 月 4 日の豪雨等により発生した法面変状に対する当面の緊急対策工事が完了しました。引き続き、恒久対策工事を実施します。

(1) 緊急対策工事の概要

場 所：国道 11 号新居浜市船木（171k900 上り）（別図参照）

工事期間：平成 25 年 9 月 20 日～平成 25 年 10 月 14 日（約 1 ヶ月間）

工事内容：変状が現れた法面において部分的に地山（約 8,300m³）を切除し、降雨時以外の安定化を図りました。（別紙 1, 2 参照）

なお、切土法面の保護工事等は 12 月 20 日まで継続実施します。

(2) 監視体制について

緊急切土工事が完了したことから、「現地監視体制」から計測器のモニタリングおよびテレビカメラによる「遠隔監視体制」に変更します。

(3) 交通規制について

車線規制は当面行いません(※)が、降雨状況等により規制を行うことがあります。

一定以上の降雨が観測された場合には、現場監視体制に移行。さらに、通行規制を実施することになった場合には、現地で対応します。

※工事の都合上、片側交互通行を行う場合もあります。

(4) 恒久対策工事の概要

場 所：(1)と同様

工事期間：平成 25 年 11 月～平成 26 年 3 月

工事内容：地山切除後の恒久的な法面安定を目的として、「アンカー工等を施工」します。（別紙 1 参照）

(5) 取材対応

10 月 22 日（火）10 時 30 分より（午前中）、現地で状況について説明いたします。

（場所は、別紙 3 参照）

道路利用者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

※ 詳細については当事務所HP（<http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/>）をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画「NO. 5 圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」及び「NO. 6 防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局松山河川国道事務所道路管理第二課

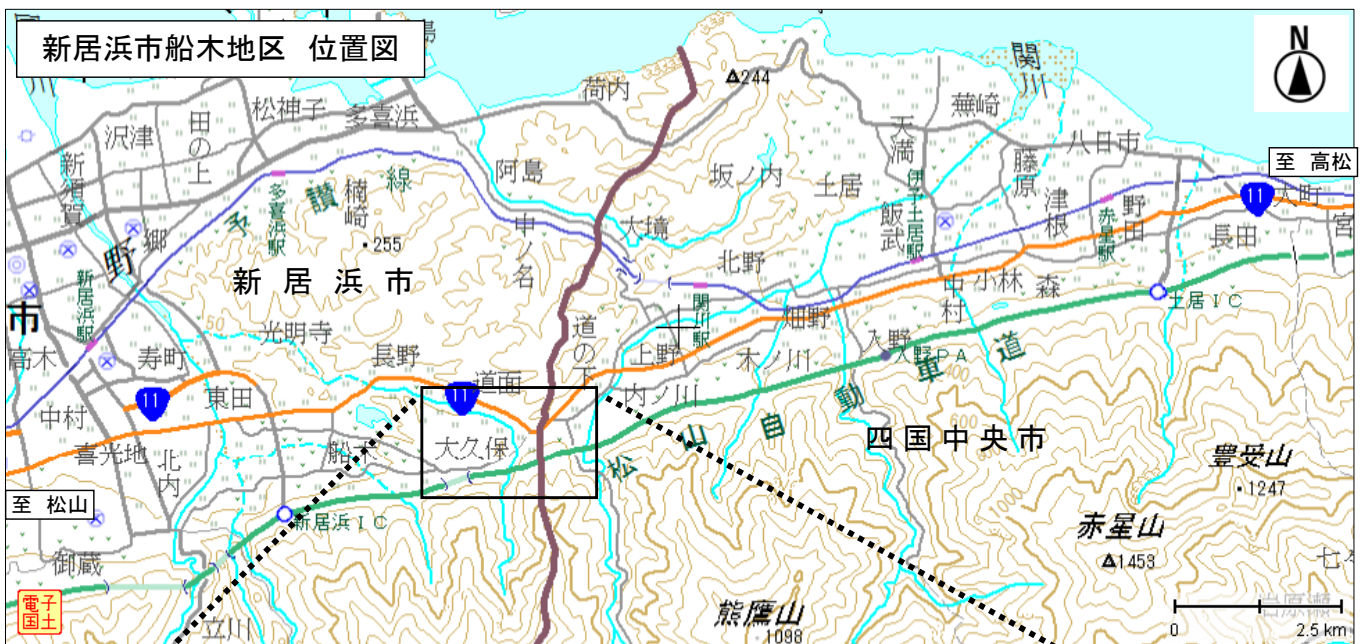
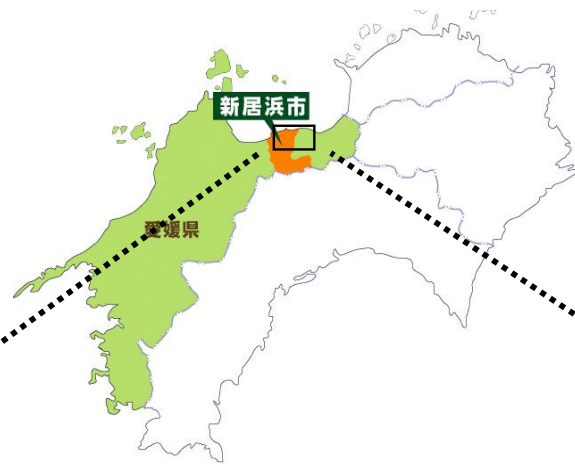
副所長（道路）：沖上 茂人（内線：205）

◎ 道路管理第二課：高井 健一（内線：441）

TEL 089-972-0034

FAX 089-972-6623

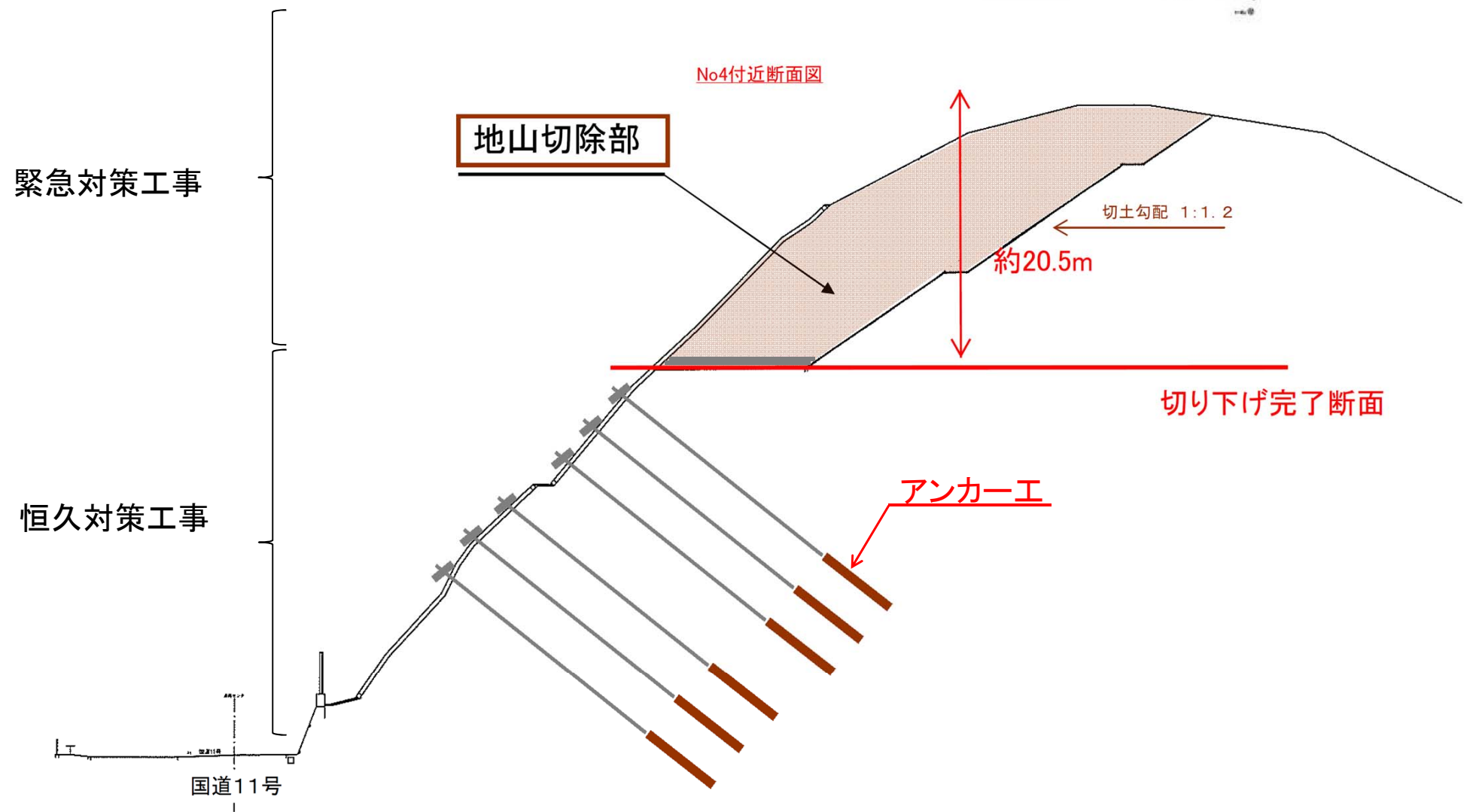
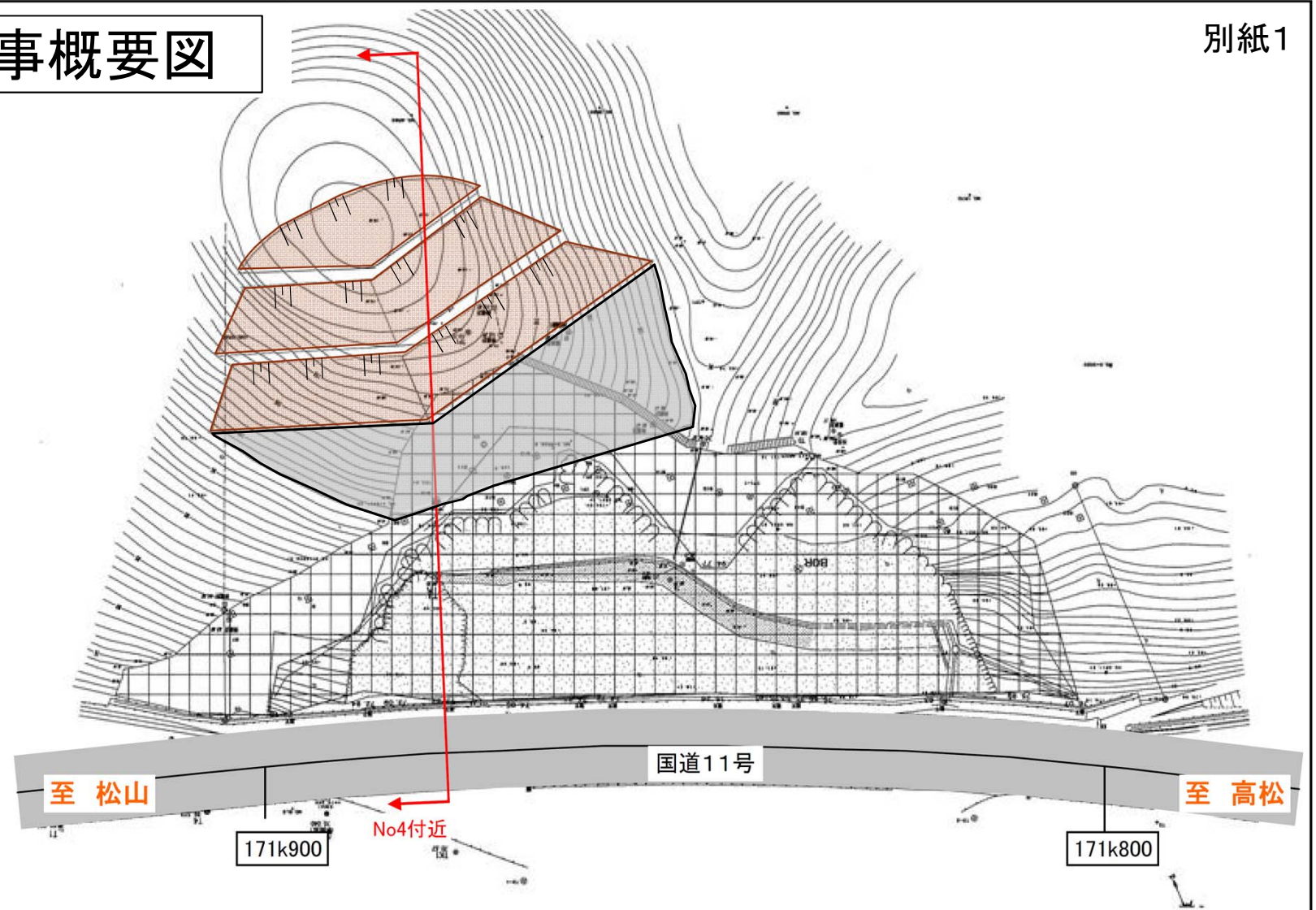
◎：主な問い合わせ先



拡大図



工事概要図



地山切除進捗状況写真

○平成25年9月23日(月) 地山切除状況



○平成25年10月1日(火) 地山切除状況



○平成25年10月14日(月) 地山切除完了



取材集合場所

日時: 10月22日(火) 10時30分～
場所: 新居浜市船木 道面バス停前

